

※本事業は平成 25 年度補正予算の成立後に公募を開始する予定です。

募集要領(案)は公募開始までに内容を変更する可能性がありますので、ご了承下さい。

平成 2 5 年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

募 集 要 領
(案)

平成 2 6 年 1 月

募集要領に関して、Q & A 等の追加的な説明をホームページに掲載予定ですのでご確認のうえ応募ください。URL については P13 に掲載予定です。

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2-1. 対象事業	1
2-2. 対象事業者	2
2-2-1. 補助を受ける者	2
2-2-2. 提案者	3
2-3. 補助額	3
2-4. 評価基準	7
3. 事業の実施方法	8
3-1. 提案公募	9
3-1-1. 公募	9
3-1-2. 審査結果	10
3-2. 補助金交付	10
3-2-1. 交付申請	10
3-2-2. 交付決定	10
3-2-3. 補助事業の計画変更について	11
3-2-4. 実績報告及び額の確定について	11
3-3. 事業中及び事業完了後の留意点	11
3-3-1. 取得財産の管理等について	11
3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	12
3-3-3. 事業後の対応	12
3-3-4. 個人情報の利用目的	12
3-3-5. その他	12
4. 応募方法	13
4-1. 公募・事業登録期間	13
4-2. 事務局窓口連絡先	13
4-3. 提出方法	14
4-3-1. 事業登録	14
4-3-2. 応募書類の提出	14
4-4. 提出書類	15
4-4-1. 提出部数	15
4-4-2. 提出書類の注意事項	15
4-4-3. 記入に当たっての留意点	17
参考別表	19

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的とします。

なお、応募多数の場合、一部の提案のみ採択することがあります。

2. 事業内容

2-1. 対象事業

本事業の対象は既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅等）※のリフォームとします。

※・一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。また、非住宅部分のみの性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象に含みません。

- ・1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・リフォームに伴い、増築する場合、増築部分については補助対象外とします。
- ・本事業（平成26年度以降の事業を含む）において、一住戸が補助を受けられるのは1回限りとします。

応募にあたっては、下記の（1）～（5）の要件を全て満足する必要があります。

（1）リフォーム後の住宅性能のうち、劣化対策、耐震性の評価基準（ロ）を満たすものであること。

- ・評価基準については、P7の別表4及び別添2「平成25年度長期優良住宅化リフォーム推進事業評価基準（案）」（以下、評価基準（案））を参照。
- ・工事後の性能評価は、補助事業完了実績報告書の提出時に、建築士による工事内容の適合書類をもって確認します。（詳細はP11の3-2-4参照）

（2）一定の規模（別表1参照）を満たす既存の住宅であること。

- ・対象とする住宅は、リフォーム工事後において、下記、別表1の規模を満たす必要があります。

別表1）事業の対象となる住宅及び住宅の規模

住宅の種別	事業対象となる住宅の規模
戸建住宅	55㎡以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
共同住宅等	40㎡以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上（階段部分を除く面積）

(3) リフォーム工事着手前に建築士によるインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは建築士資格を有する者*が行うこととします。
- ・インスペクションは、原則として指定するインスペクションチェックシート（別添3「現況検査チェックシート」）を用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出するものとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合は、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出することとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP4参照）に含むことができます。
※インスペクションについては、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が行うものとします。

(4) 平成26年9月末までに工事着手するものであること

- ・リフォーム工事に実質的に取りかかった時点をもって工事着手とみなします。

(5) 平成27年1月末までに工事完了し、かつ補助事業完了実績報告書の提出ができるものであること

- ・補助事業完了実績報告書は、工事完了後1ヶ月以内に速やかに事務局に提出してください。
- ・平成27年1月末をもって、補助事業完了実績報告書の提出期限*とします。
※やむを得ない事情により、平成27年1月末までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、あらかじめ承認を受けたうえで2月末までとすることができます。

2-2. 対象事業者

2-2-1. 補助を受ける者

下記a) またはb) に該当する者のいずれかとする。

- a) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム工事を行う住宅のリフォーム工事発注者*（以下、「発注者」とする）

※共同住宅等の管理組合を含む

- b) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

2-2-2. 提案者

提案者は下記 a) または b) のいずれかの者とします。原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1 提案者につき、1 つの提案書のみ受け付けるものとします。

a) 単独提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者（共同住宅等の管理組合を含む）
- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

b) グループ提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う 2 者以上の工事施工業者からなるグループ

提案に当たっては下記の事項に留意してください。

- ・法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者としてします。（採択時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（会社法人等番号）を記載していただく他、交付申請時に所在地や事業実態等が確認できる登記簿等の書類が必要）
- ・グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・提案時にグループを構成する工事施工業者の法人名等及び、代表者名を明記してください。
- ・提案後のグループの構成者の追加は認めません。
- ・提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する工事施工業者の実績の合計とします。
- ・グループによって提案された長期優良住宅化リフォーム工事は、グループを構成する工事施工業者であれば、どの者が実施しても構いません。
- ・交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、代表提案者により提出するものとします。
- ・グループを構成する工事施工業者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることはできません。重複して提案した場合、当該施工業者の提案は採択されないことがあります。

工事施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。

交付申請時に、発注者と工事施工業者間で補助金交付に関する契約を結び、所定の様式による契約の証書提出を求める予定です。

2-3. 補助額

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額及び（2）に掲げる附帯事務費の合計です。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、下記 a) ～ c) に掲げる長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

a) 特定性能向上リフォーム工事費

- ・別表2の性能項目に係る性能向上を図るリフォーム工事に要する費用及びその附帯工事に要する費用*

※・リフォーム工事後の性能が別表2に示す性能項目において、「(ロ) 基準」以上となる場合に限り、(ロ) 基準に満たない場合は、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に含めることができます。採択に当たっての評価基準の概要については、P7別表4及び別添2「評価基準(案)」を参照してください。

- ・劣化対策を図る「a) 特定性能向上リフォーム工事費」としてユニットバス設置工事を行う場合は、1住戸あたりユニットバス設置工事費の1/3を上限とします。ただし、対象工事費の上限は30万円とします。

別表2) 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・a) を除く工事で、住宅の性能向上に資するリフォーム工事に要する費用、及びその附帯工事に要する費用*¹
- ・インスペクションにおいて認められた劣化事象の補修工事に要する費用*²
- ・リフォーム後の評価基準が(ロ) 基準に満たない項目に係る性能向上に資するリフォーム工事に要する費用

※1)・補助対象に含まれない工事は、「特定性能向上リフォーム工事費」及び「その他性能向上リフォーム工事費」に該当しないP5別表3の工事等とします。

- ・ユニットバス設置に伴い高断熱浴槽を導入する場合は、ユニットバス設置工事費の1/3を上限に「b) その他性能向上リフォーム工事費」の対象とします。ただし、対象工事費の上限は30万円とします。

※2)・築10年以内の構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に係る補修等、事業者が瑕疵担保責任がある工事は補助対象外とします。

別表3) 補助対象外の工事^{※1}

種別	補助対象外工事
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁・屋根の装飾及び、個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え ・天井、内壁等の壁紙等の内装工事 ・床材の設置・交換工事 ・家具（組み込み式を含む）の設置工事 ・間取りの変更工事 ・トイレの設置・交換工事（節水型トイレ^{※2}を設置する場合を除く） ・浴室の設置・交換工事（劣化対策としてユニットバスを設置する場合及び、高断熱浴槽^{※3}を設置する場合を除く） ・洗面台の設置・交換工事 ・システムキッチンの設置・交換工事 ・その他、個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事 等
住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備 ・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等 ・調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等） ・住戸内（戸建住宅及び共同住宅等）に設置する照明器具、共同住宅等の共用部における照明器具のうち電球の交換など工事を伴わない器具の交換 ・上記に類する発注者が分離して購入可能な後付の家電に類するもの ・原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く） ・蓄電池 ・家具の固定のための器具及び工事 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外構・庭・塀・地盤に関する工事 ・太陽光発電設備 ・本補助事業の主旨に合わない判断されるもの 等

※1) 補助対象工事に伴う現状復帰及び現状と同等のものとするための費用については、補助対象とすることができます。

※2) その他性能向上工事として補助対象となる節水型トイレはJIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限りします。

※3) その他性能向上工事として補助対象となる高断熱浴槽はJIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限りします。

- c) 長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクション、工事後に作成するリフォーム工事の履歴情報、維持保全計画^{※1}の作成に要する費用、及びリフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む。以下同じ。）の保険料（検査料を含む）^{※2}
- ・補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※1) 維持保全計画については、本事業によるリフォーム工事に際して作成するものを補助対象とします。

※2) c) に要する費用については、工事費に比べて著しく高額である場合には積算根拠の提示を求める場合があります。

(2) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、P 1 9 別表 9 に掲げる附帯事務費として、上記の (1) に掲げる補助額（国費）の合計額の 2. 2 %以内の額を、附帯事務費として補助します。

P 1 9 別表 1 0 に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

上記の (1) に掲げる補助額（国費）、(2) に掲げる附帯事務費の合計額について、1 住戸あたり 1 0 0 万円を補助限度額とします。

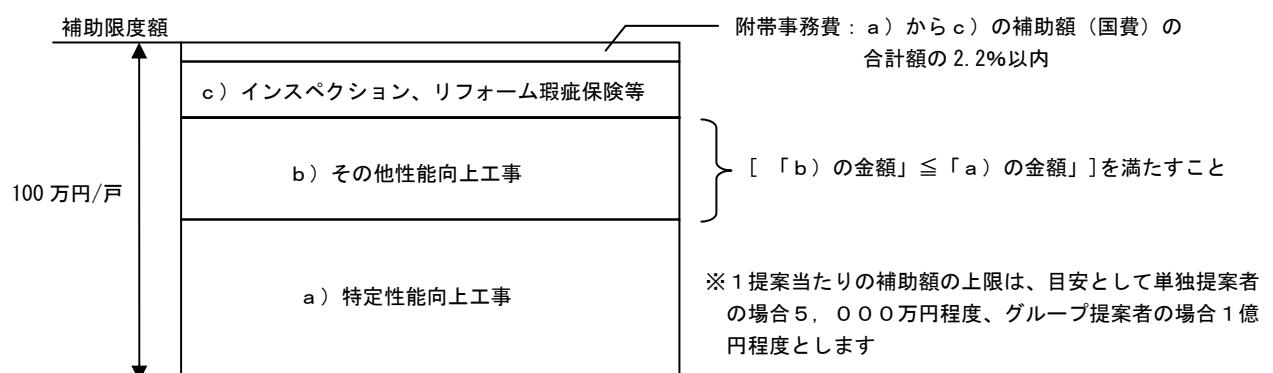
なお、1 提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は応募の状況によって定めるものとします。目安として、単独提案者の場合は、補助額 5, 0 0 0 万円程度、グループ提案者の場合は、補助額 1 億円程度とします。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

(参考) 補助限度額のイメージ



2-4. 評価基準

- ・リフォーム工事後の住宅性能評価基準の概要は別表4の通りです。
- ・評価項目ごとの基準の詳細は別添2「評価基準(案)」を参照してください。

別表4) リフォーム後の住宅性能の評価基準の概要

※新築認定基準＝平成21年国交省告示第209号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

	(イ) 基準	(ロ) 基準
1. 構造躯体等の劣化対策	新築認定基準(＝劣化対策等級3に加え、構造の種類に応じて定められた基準)に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。	劣化対策等級2に加え、構造の種類に応じて定められた基準に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
2. 耐震性	新築認定基準に適合すること。 又は、次のいずれかに適合すること。 ① 新耐震基準による住宅(建築確認日が昭和56年6月1日以降)であり、かつ木造住宅にあっては基礎が鉄筋コンクリート造であることなど、一定の措置が講じられていること。 ② 耐震改修促進法に基づく耐震診断により以下確認。 $I_s \geq 0.6$ 、 $q \geq 1.0$ (木造は $I_w \geq 1.0$)	(イ) 基準に適合すること。 又は、新耐震基準による住宅(建築確認日が昭和56年6月1日以降)であること
3. 省エネルギー対策	次のいずれかに適合すること。 ① 新築認定基準(＝断熱等性能等級(省エネルギー対策等級)4)に適合し、一定の気密性が確保されていること。 ② 一次エネルギー消費量等級4に適合し、一定の断熱措置が講じられていること。	次のいずれかに適合すること。 ① 断熱等性能等級(省エネルギー対策等級)3に適合し、開口部が一定基準を満たすこと。 ※住宅の部分による適合も可 ② 一次エネルギー消費量等級4に適合し、一定の断熱措置が講じられていること。 ③ 別添2「評価基準(案)」に示すタイプA～Cのいずれか
4. 維持管理・更新の容易性	新築認定基準(＝維持管理対策等級3)に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる場合、当該基準を代替可能。	維持管理対策等級2に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる場合、当該基準を代替可能。
5. 高齢者等対策 ※共同住宅等のみ	新築認定基準(＝高齢者等配慮対策(共用部分)等級3のうち一部の項目)に適合すること。 ただしエレベータ設置に代えて階段両側手すり設置を可とする。	新築認定基準(＝高齢者等配慮対策(共用部分)等級3のうち一部の項目)に適合すること。 ただしエレベータ設置を除く。
6. 可変性 ※共同住宅等のみ	新築認定基準(＝躯体天井高さ2,650mm以上)に適合すること。 又は、主たる居室天井高さ2,400mm以上	—
7. 住戸面積の確保	戸建住宅：55㎡以上、共同住宅：40㎡以上 戸建住宅・共同住宅共通：少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く)	
8. 居住環境への配慮	新築時に新築認定基準(地区計画等の区域内にある場合、これらの内容と調和)に適合していること。なお、既存建築物への遡及については当該地区計画等の規定に準じる。	
9. 維持保全計画の策定	新築認定基準(点検の時期・内容を定めること等)に適合すること。 かつ、インスペクションにより判明した劣化事象についてリフォーム時に補修を行わない場合は、当該部分の点検・補修等の時期・内容を記載すること。また、点検の強化等が評価基準適合の条件となる場合は、その内容を記載すること。	

3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

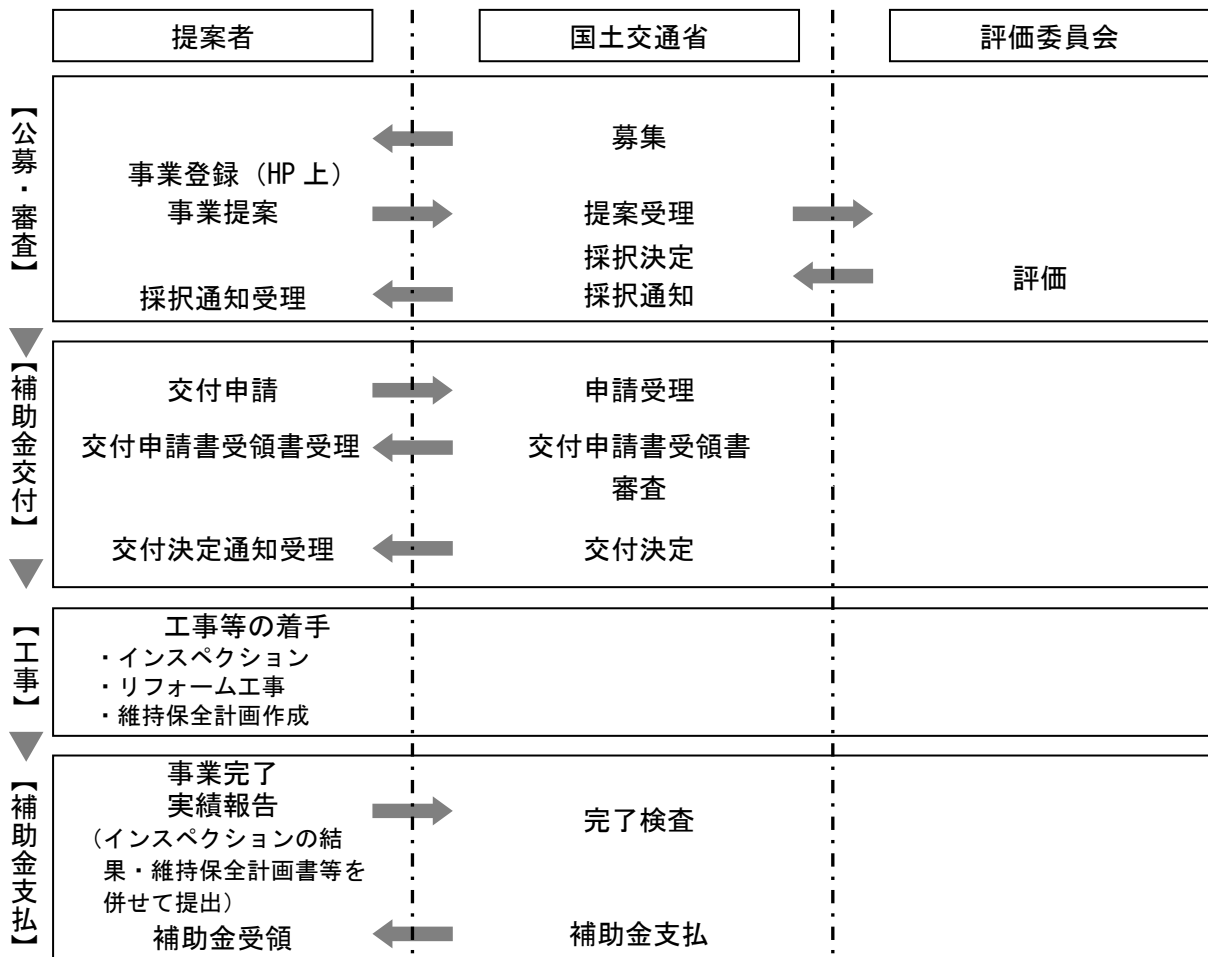
(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P10「3-1-2」に記載のとおり、独立行政法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



3-1. 提案公募

3-1-1. 公募

P 1 3 「4. 応募方法」に記載のとおり、公募期間中に本事業のホームページ（URLはP 1 3 参照）にて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

複数住戸をまとめて提案する場合、一部の物件が未確定でも応募は可能ですが、応募時の提案戸数のうち、少なくとも1住戸以上についてリフォーム工事の実施が確定している必要があります。

審査に当たって、リフォーム工事实施後の性能評価別^{※1}・工事着手時期別^{※2}の件数やリフォーム工事の概要、補助金申請額等の提出を求めます。なお、提出書類の詳細はP 1 6 別表 8 を参照してください。

※1) リフォーム工事实施後の性能について、戸建住宅、共同住宅等それぞれ別表 5 に示す通り戸建住宅 4 項目、共同住宅等 5 項目について、別表 6 に示す 3 区分に基づき、戸数・補助申請額を記載してください。

別表 5) 評価区分の対象項目

住宅の種類	評価区分の対象項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等 [※]	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策

※共同住宅等について「可変性」は評価区分の対象項目には含みません。（(イ) 基準以上となるリフォーム工事を行う場合、特定性能向上リフォーム工事の補助対象とすることは可能です。）

別表 6) 住宅性能の評価区分

住宅種別	評価区分	内容
戸建住宅	①	(イ) 基準が 3 個以上かつ それ以外の評価項目のすべてが (ロ) 基準
	②	(イ) 基準が 2 個以上または (イ) 基準と (ロ) 基準の合計が 3 個以上
	③	劣化対策、耐震性の 2 項目のうち、(イ) 基準が 1 個以下かつ (イ) 基準と (ロ) 基準の合計が 2 個
共同住宅等 [※]	①	(イ) 基準が 4 個以上かつ それ以外の評価項目のすべてが (ロ) 基準
	②	(イ) 基準が 2 個以上 または (イ) 基準と (ロ) 基準の合計が 3 個以上
	③	劣化対策、耐震性の 2 項目のうち、(イ) 基準が 1 個以下かつ (イ) 基準と (ロ) 基準の合計が 2 個

※共同住宅等の場合、共用部分と住戸専用部分をあわせて、区分の判断を行ってください。

※2) リフォーム工事着手時期は別表7に示す2区分に基づき、戸数・補助申請額を提示してください。

別表7) 工事着手時期の区分

区分	工事着手時期
①	採択決定日～平成26年6月末
②	平成26年7月～平成26年9月末

3-1-2. 審査結果

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。

応募多数の場合、以下の1)～4)の観点で優先順位をつけて採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります*。

- 1) 長期優良住宅化リフォームの普及を目的とし、多くの事業者が本制度を利用できるように採択する。
- 2) リフォーム工事後に高い性能を見込める事業を優先的に採択する。
- 3) 早期にかつ確実に工事着手が見込める事業を優先的に採択する。
- 4) リフォームの工法や仕様について多様な事業者が採択されるよう配慮する。

※・優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事实績（グループ提案の場合はグループの構成者のリフォーム工事实績の合計）を考慮することがあります。

・採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や終了することがあります。また、その場合は、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。

3-2. 補助金交付

審査結果の採択通知の際に、交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3-2-1. 交付申請

交付申請は事業が採択され、提案した事業ごとに工事の内容が決まった時点で行ってください。交付申請が実施されない場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書等必要な書類を提出いただく予定です。

3-2-2. 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果は申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項

第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象費用は含まないこと。

3-2-3. 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①、②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3-2-4. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了後1ヶ月以内に、補助事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。補助事業完了実績報告書の提出時には、併せて下記の確認をしますので、ご注意ください。

- ・補助事業完了実績報告書において、リフォーム工事が提案及び、採択の内容（リフォーム工事着手時期、リフォーム工事後の住宅性能等）及び交付申請内容と実際の工事内容が適合しているかどうかを確認します。工事内容の適合書類については建築士資格*を有するものによるものとします。

※適合書類については、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が作成するものとします。

- ・補助対象となっている住宅のインスペクションシートを確認します。
- ・補助対象となっている住宅の維持保全計画書及び長期優良住宅化リフォーム工事の履歴を作成している旨（主たる図面等）を確認します。
- ・リフォーム瑕疵保険に加入している場合、付保証明書を確認します。

補助事業完了実績報告書を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

3-3. 事業中及び事業完了後の留意点

3-3-1. 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

本事業では、必要に応じて「補助事業完了実績報告書」の提出後に、現地にて完了検査をする場合があります。また、補助金支払後についても場合によっては、現場検査を行うことがあります。万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の①～③の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

また、インスペクションチェックシート、工事内容の適合書類等の本事業に必要なまたは関連する書類、図面等の作成を担当した建築士については、不誠実な行為をした場合は建築士法第10条の規定により、罰則を受けることがあります。

3-3-3. 事業後の対応

補助を受けた者が補助対象財産を販売等により他者に譲渡する場合は、承認申請書を国土交通大臣等に提出し、その承認を受けるものとします。

また、補助を受けた者は、事業実施内容の検査や、長期優良住宅化リフォームの調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

普及促進を目的に長期優良住宅化リフォームの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3-3-4. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-3-5. その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要が

あります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付け国住生第 185 号）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 15 日付け国住生第 845 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

4-1. 公募・事業登録期間

公募期間・事業登録期間

※募集開始後に公開します。

4-2. 事務局窓口連絡先

質問・相談については、原則として、電子メール又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

※募集開始後に公開します。

4-3. 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

4-3-1. 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容（提案者の情報・連絡先、長期優良住宅化リフォーム推進事業の概要等）

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。 P 15、4-4-2に記載のとおり、申請にあたっては、応募書類の提出を期限内に行ってください。
- ② 事業登録では、長期優良住宅化リフォーム推進事業についての内容を登録してください。
- ③ 事業登録の受付時に、ホームページ上応募番号（英数4桁）を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付してください。
- ④ 事業登録には、電子メールのアドレス登録が必要※となります。登録いただいた電子メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

※電子メールアドレスがない場合などは、P 13、4-2に記載の問い合わせ先まで事前にご相談ください。

4-3-2. 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下に示す事項に留意して行ってください。

①書類の提出

・具体的な申請内容をホームページ※上でダウンロードした申請様式に入力し、出力した紙面に押印してください。必要書類を揃えて、応募書類の提出先※まで郵送してください。

②電子データの提出

・応募書類の電子データ（マイクロソフトエクセルデータ）をCD-Rに保存し、提出書類に同封し、応募書類の提出先※まで郵送してください。

※ホームページのURL及び応募書類の提出先は、P 13、4-2を参照してください。

全ての応募書類の提出は、郵送*でのみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で申し込みをしてください。

郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください。（公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。）

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が明確となる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

4-4. 提出書類

提案をしようとする者は、提出書類一覧表（P 16 別表 8 参照）に従って必要部数を揃えて提出してください。グループ申請の場合、全ての構成員者の捺印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

4-4-1. 提出部数

3部*（正1部、正のコピー2部）

※全て片面印刷として下さい。

4-4-2. 提出書類の注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑩までをA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 3) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

別表 8) 提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)	提出部数	備考
①提案申請書	◎	3部(正1部、正のコピー2部) ※A4サイズとして1部ずつホチキス留めのこと	様式1-1
②応募書類のチェック表	◎		様式1-2
③-1 グループの構成者リスト※1	○		様式1-3(1)
③-2 グループの構成者※2	○		様式1-3(2)
④フェイスシート	◎		様式2-1
⑤補助事業の実施体制	◎		様式2-2
⑥-1 対象住宅の概要(全体概要、戸建住宅)	◎		様式2-3(1)
⑥-2 対象住宅の概要(共同住宅等)	○		様式2-3(2)
⑦確定分の対象住宅の概要※3	◎		様式2-4
⑧長期優良住宅化リフォーム工 事の概要※3	◎		様式3-1
⑨事業計画及び補助金申請額 (1) ※3	◎		様式4-1
⑩事業計画及び補助金申請額 (2)	◎	様式4-2	
⑪長期優良住宅化リフォーム工 事に係る補助対象事業費の内 訳※3	◎	様式4-3	

※1・※2) グループ構成者リスト及び、グループ構成者はグループ申請の場合に添付してください。

※3) 住宅の種類別(戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分)及び、確定・未確定の分類に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

4-4-3. 記入にあたっての留意点

①提案申請書（様式1-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を捺印し、個人の場合は個人名と実印を捺印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載して下さい。

②応募書類のチェック表（様式1-2）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、記入者の情報を記載の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。（提出用の電子データについては打ち込みで構いません。）

③グループの構成者（様式1-3）

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の名称及びその代表者名を、様式1-3（1）グループ提案における構成者リストに記入して提出してください。
- ・グループ提案の場合、代表提案者以外のグループ構成者は、様式1-3（2）をそれぞれ記入、捺印し、代表提案者が取りまとめて提出してください。

④フェイスシート（様式2-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、枠内に添付してください。（提出用の電子データについては空欄で構いません。）

⑤補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事の実績概要を記載してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計数を記載して下さい。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。（作業協力者がいない場合は、記載の必要はありません。）

⑥対象住宅の概要（様式2-3）

- ・リフォーム工事の概要については、補助を受ける者及び所在地が確定している住戸（確定分）、応募時に補助を受ける者や所在地が決まっていない住戸（未確定分）に分けて必要事項を記載してください。
- ・リフォーム工事の申請件数については、戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用

部分別に記入してください。それぞれのリフォーム工事後の性能の区分別・リフォーム工事着手時期の区分別の戸数及び補助申請額等を確定分と未確定分に分けて記入してください。

⑦確定分の対象住宅の概要（様式2-4）

- ・事業が確定している案件（1件以上）の世帯主等の氏名及び住所（共同住宅等の場合は戸数）を記入してください。
- ・共同住宅等共用部分については棟単位で記入してください。
- ・リフォーム工事の内容について記入してください。

⑧長期優良住宅化リフォーム工事の概要（様式3-1）

- ・確定分と未確定分を区分し、長期優良住宅化リフォーム工事の概要を記載してください。
- ・リフォームの概要（住宅の種別、工事着手時期、工事後の性能区分）を記入し、各工事の内容、工事個所をチェックした上で仕様等を簡潔に記入してください。
- ・確定分の案件については様式2-4と住宅NO.が一致するよう注意してください。
- ・未確定分の案件については、リフォーム工事後の性能の区分別・工事着手時期の区分別にまとめて記入してください。
- ・未確定分の案件については参考として、想定される標準的な工事内容を記入してください。
リフォーム工事着手時期の区分や、工事後の性能の区分に変更がある場合を除き、記入の内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。

⑨～⑩事業計画及び補助金申請額（様式4-1、様式4-2）

- ・様式2-4、様式3-1の住宅NO.と合わせ、それぞれに金額等を記載してください。
- ・様式4-3に記載する金額をもとに、事業費及び補助申請額などを算定してください。
- ・1住戸あたりの補助金交付の限度額を設けておりますのでご注意ください。また、1提案当たりの補助限度額を目安として定めておりますのでご注意ください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑪長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（様式4-3）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。確定分と未確定分に区分し、それぞれ様式2-4、様式3-1、様式4-1の住戸NO.に一致するよう注意してください。
- ・工事費等（工事費、インスペクションに係る費用、リフォーム瑕疵保険に係る費用等）の項目を適宜立てて、仕様、数量等を明記してください。
- ・未確定分の案件については参考として、想定される標準的な工事内容を記入してください。
リフォーム工事着手時期の区分や、工事後の性能の区分に変更がある場合を除き、記入の内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

参考別表

別表 9) 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表 10) 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施（附帯事務を除く）するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—